

新型コロナウイルス感染症対応支援金

【申請受付要項】

I 支援金の概要

趣旨

新型コロナウイルス感染症に対応する事業者取り組みを支援する為、接客を伴う店舗等を対象に支援金を交付します。

支援額 1店舗当たり5万円（一律）

II 申請要件

本支援金の申請要件は、三重県休業要請協力金及び三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金の交付を受けていない事業者であって、次の全ての要件を満たすこととします。

- ① 現に御浜町内の店舗その他これに類する施設において小売業及びサービス業（医療・介護サービスを含む）を営んでいる事業者であること
- ② 消費者又は利用者に対して対面で商取引を行っている事業者であること

III 申請手続き等

1 申請に必要な書類

- ① 交付申請書
- ② 申請者の本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート等）
- ③ 現に業を営んでいることが分かる書類の写し（申告書、開業届等）
- ④ 店舗その他これに類する施設の外観および内観写真
- ⑤ 振込先口座が確認できる書類（預金通帳の写し等）

※みえ熊野古道商工会員である申請者は、②、③及び④の書類は提出不要です

2 申請書提出先

みえ熊野古道商工会 御浜支所

持参又は郵送にて提出してください。

【みえ熊野古道商工会 御浜支所】

〒519-5203 御浜町大字下市木919-45

御浜町新型コロナウイルス感染症対応事業支援金 申請受付 係

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、できるだけ郵送にてご提出をお願いします。

※郵送する場合、切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

3 本支援金の申請に必要な書類の入手方法

商工会及び御浜町の公式ホームページからのダウンロード、又は商工会及び御浜町役場企画課窓口にて配布します。

4 申請受付期間

令和2年6月5日（金）から6月30日（火）まで

5 交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査のうえ、適正と認められるときは支援金を交付します。

6 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を交付する旨の決定をしたときもしくは本支援金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、交付もしくは不交付に関する通知を送付します。

7 お問い合わせ先

みえ熊野古道商工会御浜支所 TEL：05979-2-3220

御浜町役場企画課 TEL：05979-3-0507